

防災訓練実施結果報告書

原 第 93 号

平成 28 年 12 月 27 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 富山 1 号

氏名 北陸

代表取締役社長

社長執行役員 金井 豊

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称 及 び 場 所	志賀原子力発電所 石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地	
防災訓練実施年月日	平成 28 年 10 月 18 日	平成 28 年 11 月 14 日～18 日 平成 28 年 11 月 20 日
防災訓練のために想定 した原子力災害の概要	全ての非常用の炉心冷却装置による原子炉への注水が喪失し、原子力災害 対策特別措置法第 15 条事象に至る原子力災害を想定	
防 災 訓 練 の 項 目	緊急時演習（総合訓練）	要素訓練
防 災 訓 練 の 内 容	(1) 本部運営訓練 (2) アクシデントマネジメント訓練 (3) 通報訓練 (4) 緊急被ばく医療訓練 (5) 緊急時環境放射線モニタリング 訓練 (6) 避難誘導訓練 (7) 安全強化策及び新規規制基準設 備の実動訓練 (8) 消防訓練 (9) 原子力事業所災害対策支援拠点 訓練 (10) 原子力緊急事態支援組織訓練 (11) プレス対応訓練	(1) 原子力事業所災害対策支援拠点 訓練 (2) 原子力緊急事態支援組織訓練 (3) 原子力事業者支援連携訓練
防災訓練の結果の概要	別紙 1 のとおり	別紙 2, 3 のとおり
今後の原子力災害対策 に 向 け た 改 善 点	別紙 1 のとおり	別紙 2, 3 のとおり

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

防災訓練結果報告の概要〔緊急時演習（総合訓練）〕

本訓練は、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」第2章 第7節に基づき実施したものである。

1. 防災訓練の目的

以下を確認することを訓練全体の目的とする。

- ・全社大での体制において、原子力防災組織及び災害対策組織が有効に機能すること。
 - ・原子力本部、本店及び発電所の連携及び個々の運用が問題なく機能すること。
 - ・複合災害時の対応体制が問題なく機能すること（一般防災訓練との合同訓練を実施）。
- 上記を達成するため、発電所、原子力本部及び本店で個別に設定した目的は以下のとおり。

【志賀原子力発電所】

- ・1，2号同時発災下における事故対応能力向上
- ・重篤度を増した事故想定下における事故対応能力向上
- ・新たに整備した増設緊急時対策所における本部指揮活動を実施できること
- ・班長以外の要員による機能班指揮対応から班長参集時における指揮引継等を実施できること

【原子力本部・本店】

- ・原子力班各機能Grの基本的な活動として整備した運用を実施できること
- ・関係箇所と連携した各機能班の基本的な活動を実施できること
- ・長期化対応のための原子力班機能Gr員の交代スケジュール作成、引継を実施できること
- ・広報関係箇所と連携したベント実施に係る記者会見を実施できること
- ・防災対応において協力協定事業者と連携できること

2. 防災訓練実施年月日及び対象施設

（1）実施年月日

平成28年10月18日（火）9:30 ～ 15:35^{※1}

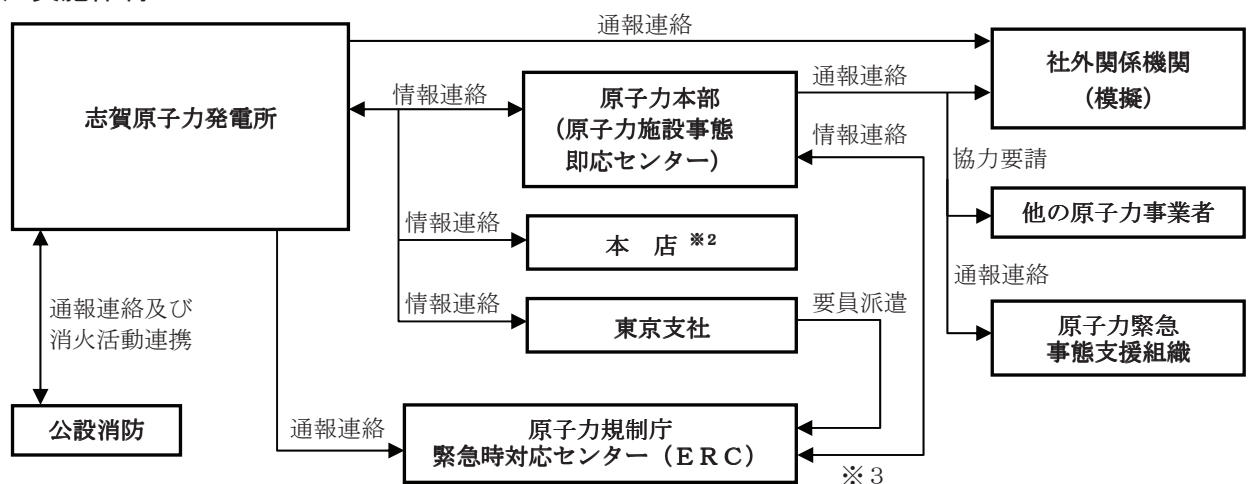
※1：現場実動訓練の一部は本部の訓練と切り離し、夜間に実施

（2）対象施設

志賀原子力発電所 1，2号機

3. 実施体制，評価体制及び参加人数

（1）実施体制



※2：一般防災と原子力防災の両本部間での情報連絡を実施

※3：統合原子力防災ネットワーク接続

(2) 評価体制

訓練参加者以外から評価者を選任して評価を実施するとともに、訓練終了後の反省会、原子力安全推進協会による原子力防災訓練アシスタンスビジット及び訓練を視察した他の原子力事業者との意見交換より、改善点を抽出した。

(3) 参加人数

＜プレーヤ＞

308名	＜内訳＞	志賀原子力発電所	210 名	（所員197名，協力会社13名）
		原子力本部・本店	98 名	

＜コントローラ・評価者＞

31名	＜内訳＞	志賀原子力発電所	11 名
		原子力本部・本店	20 名（うち6名はコントローラ専任）

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第15条事象に至る原子力災害を想定した。詳細は以下のとおり。

(1) 訓練形式

シナリオ非提示型

(2) 対象号機

1号機及び2号機

（1号機は定期検査停止中（全燃料取り出し中），2号機は定格電気出力運転中）

(3) 事象進展シナリオ

時刻（実績）	シナリオ	
	1号機	2号機
9:30	竜巻発生	
	・外部電源喪失 ・非常用ディーゼル発電機起動	・外部電源喪失 ・原子炉自動スクラム ・非常用ディーゼル発電機起動
10:00		・高圧系注水機能喪失 【原災法第10条※4】
10:30	地震発生（志賀町震度6強，津波発生なし）	
	・非常用ディーゼル発電機全台停止 ・使用済燃料貯蔵プール水位低下 ・火災発生	・原子炉冷却材漏えい発生 ・全ての注水機能喪失（全ての非常用炉心冷却系停止） 【原災法第15条※4】
10:36	・全交流電源喪失5分経過 【原災法第10条※4】	
11:01	・全交流電源喪失30分経過 【原災法第15条※4】	
12:00		
12:25	・使用済燃料貯蔵プール水位監視不能	・炉心損傷
12:50		・原子炉压力容器破損
14:50～15:00	時間スキップ（17時間）	
15:30（翌日8:30想定）		・原子炉格納容器ベント
15:35（翌日8:35想定）	訓練終了	

※4：最初に発生した原災法第10条，第15条事象のみを記載

5. 防災訓練の項目

緊急時演習（総合訓練）

6. 防災訓練の内容

以下の項目について訓練を実施した。

【志賀原子力発電所】

- (1) 本部運営訓練
- (2) アクシデントマネジメント訓練
- (3) 通報訓練
- (4) 緊急被ばく医療訓練
- (5) 緊急時環境放射線モニタリング訓練
- (6) 避難誘導訓練
- (7) 安全強化策及び新規制基準設備の実動訓練
- (8) 消防訓練（公設消防との連携訓練）

【原子力本部・本店】

- (1) 本部運営訓練
- (2) 原子力事業所災害対策支援拠点訓練
- (3) 原子力緊急事態支援組織訓練
- (4) プレス対応訓練

7. 防災訓練の結果の概要

【志賀原子力発電所】

(1) 本部運営訓練

防災体制の発令を受け、本部を設置し、プラント状況の把握、現場への作業実施指示、原子力災害対策指針の緊急事態区分（EAL）判断等を行い、発電所、原子力本部及び本店が連携した活動が実施できることを確認した。

(2) アクシデントマネジメント訓練

訓練事務局から付与される情報及び運転訓練シミュレータから伝送されるプラントパラメータに基づくプラント挙動の考察、今後の事象進展予測（炉心損傷、原子炉圧力容器破損等に進展する事故状況の把握・評価等）、アクシデントマネジメント策の検討が実施できることを確認した。

(3) 通報訓練

原災法第10条・第15条事象の発生を受け、通報文の作成、FAX送信及び電話による着信確認が実施できることを確認した。しかし、通報が困難な状況として想定した地上回線不調時のFAX送信が目標時間（15分）以内に実施できなかった。今後、通報が困難な状況下でも迅速にFAX送信できるよう、同様な訓練を反復実施していく。

＜原災法第10条及び第15条事象に係る通報連絡の実績＞

発生時刻	通 報 内 容	送信時刻	所要時間	発生号機
10:00	原災法第10条通報（SE22：原子炉注水機能喪失のおそれ）	10:09	9分	2号
10:30	原災法第15条報告（GE21：原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能、GE22：原子炉注水機能の喪失）	10:50	20分※5	2号
10:36	原災法第10条通報（SE26：全交流電源の5分以上喪失）	10:50	14分	1号
11:01	原災法第15条報告（GE26：全交流電源の30分以上喪失）	11:07	6分	1号

※5：ERCへの通報連絡の際、一時的に東京方面の地上回線不調により受信不可となる状況を付与し、代替手段（統合原子力防災ネットワーク用IP-FAX）を用いたFAX送信を実施した。

(4) 緊急被ばく医療訓練

管理区域内での傷病者に対し、発生現場から緊急処置室への搬送、汚染検査、応急処置、管理区域からの搬出準備までの一連の対応が実施できることを確認した。

(5) 緊急時環境放射線モニタリング訓練

可搬型モニタリングポストを用いた空間放射線測定、測定データの本部伝送、本部での測定データの収集・記録等の対応が実施できることを確認した。

(6) 避難誘導訓練

管理区域からの避難者に対する避難指示、安全な場所への避難誘導及び退出モニタをバイパスした避難者に対する身体汚染検査が実施できることを確認した。

(7) 安全強化策及び新規規制基準設備の実動訓練

以下の実動訓練について、所定の活動が実施できることを確認した。

- ①重機によるアクセスルート復旧訓練
- ②淡水貯水槽を使用した2号機原子炉への注水訓練（夜間）
- ③耐震性貯水槽から1号機使用済燃料貯蔵プールへの注水訓練（夜間）
- ④2号機高圧電源車による給電訓練
- ⑤増設緊急時対策所 可搬型空気浄化装置の起動訓練（夜間）
- ⑥増設緊急時対策所 可搬型低圧発電機による給電訓練（夜間）

(8) 消防訓練（公設消防との連携訓練）

化学消防隊及び自衛消防隊の出動、公設消防への通報、消防車による放水作業（公設消防との連携実施）の一連の対応が実施できることを確認した。

【原子力本部・本店】

(1) 本部運営訓練

防災体制の発令を受け、原子力本部及び本店に本部を設置し、発電所情報の収集・整理・共有、E R Cなど外部への情報発信、E R C及びオフサイトセンターへの要員派遣（オフサイトセンターへの要員派遣は模擬）、原子力事業者間協力協定に基づく他の原子力事業者への協力要請、関係箇所への支援要請等を行い、発電所、原子力本部及び本店が連携した活動が実施できることを確認した。

(2) 原子力事業所災害対策支援拠点訓練

原子力事業所災害対策支援拠点の設置の判断を受け、関係箇所への支援要請、調達に関する社内手続き等の一連の対応が実施できることを確認した。

(3) 原子力緊急事態支援組織訓練

原子力緊急事態支援組織への通報連絡を実施できることを確認した。

(4) プレス対応訓練

原災法第10条、第15条事象に対しプレス方針を検討し、社内関係箇所のほかE R C広報班と調整のうえ、プレス資料の作成が実施できることを確認した。

また、記者会見に向けた資料の準備、社外プレーヤ参加による記者会見でのプラント状況説明及びその後の質疑応答が実施できることを確認した。

8. 防災訓練の評価

(1) 訓練全体の評価

「1. 防災訓練の目的」の全体目的について、訓練評価者による評価結果、訓練終了後の反省会、原子力安全推進協会による原子力防災訓練アシスタンスビジット、訓練視察に参加した他の原子力事業者との意見交換等より、計画した各訓練に大きな支障がなかったこと及び「(2) 個別に設定した目的に対する評価」から、以下のとおり概ね達成できたことを確認したが、同項の下線部のとおり、情報共有に関して改善点が確認された。

- ・全社大での体制において、原子力防災組織及び災害対策組織が有効に機能することをすべての訓練により確認した。
- ・原子力本部、本店及び発電所の連携及び個々の運用が問題なく機能することを本部運営訓練などにより確認した。
- ・複合災害時の対応体制が問題なく機能すること（一般防災訓練との合同訓練を実施）を本部運営訓練などにより確認した。

(2) 個別に設定した目的に対する評価

【志賀原子力発電所】

- ・1, 2号同時発災、重篤度を増した事故想定下において、原子力事業者防災業務計画に定める各機能班所定の活動（炉心損傷や原子炉圧力容器破損等の事故状況の把握・評価、輻輳するEAL判断・通報連絡など）が概ね実施でき、事故対応能力の向上が図られたことを本部運営訓練、アクシデントマネジメント訓練、通報訓練などにより確認した。
- ・増設緊急時対策所の設営や移動の判断がなされ、移動後も各機能班の活動が実施できることを本部運営訓練により確認したが、班長からの指示・連絡、本部内での情報共有について改善点が確認された [10. ①参照]。
- ・班長参集時に、資料・ツールを用いて引継ぎがなされ、指揮引継前後において継続的に対応できることを本部運営訓練により確認した。

【原子力本部・本店】

- ・原子力班の基本的な活動として整備した運用（発電所情報の収集・整理・共有、ERCなど外部への情報発信など）が緊急時対応の基盤として要員に定着し、実施できることを本部運営訓練、プレス対応訓練などにより確認したが、ERCへの情報提供、記者会見などでの説明について改善点が確認された [10. ②～④参照]。
- ・関係箇所と連携し、各機能班の基本的な活動（プレス方針検討、関係箇所への支援要請など）が実施できることを本部運営訓練、プレス対応訓練などにより確認した。
- ・長期化対応のための原子力班機能Gr員の交代スケジュール作成、引継が実施できることを本部運営訓練により確認した。
- ・広報関係箇所が連携し、ベント実施に係る記者会見が円滑に実施できることをプレス対応訓練により確認した。
- ・防災対応における協力協定事業者との連携が実施できることを本部運営訓練により確認した。

9. 前回訓練時の改善点への取組み

前回の総合訓練（平成27年8月21日）における改善点への取組み状況は以下のとおり。

前回の総合訓練において抽出された改善点	取組み状況
発電所本部席への報告において、資料配付中にプラント状況が変わっている場合や運転操作に係る情報の本部内共有が遅れる場合があった。情報共有をより迅速かつ効果的に行うための方法を検討する。	プラント情報（機器の運転操作情報、現場対応状況等）をタイムリーに共有するため電子情報ボード※⁶を導入し、本訓練では2号機を対象として情報共有を試みた。 この結果、発電所及び原子力本部の本部内において、プラント情報を迅速かつ効果的に共有することができ、有効であることを確認したが、扱う情報を2号機に限定しており、今後、より効果的な情報共有の観点から、扱う情報の拡充を含め改善を図っていく。 ※6：ディスプレイ上に書き込みした内容を複数のタブレットモニタで同時に表示することが可能。
原子力班員（東京支社）がERC内でパソコンを用いて説明する際、プラント情報とプレス情報の提示が輻輳し対応が遅れた。より迅速なERCへの情報提供の観点から、パソコンの持ち込み台数を増やすなど、情報提供ツールの充実を図る。	ERCで活動する要員の役割毎にパソコン端末・スキャナを追加配備するとともに、ERC内のプリンタで印刷するためのケーブルを配備した。 この結果、プラント情報、プレス情報ともに輻輳なく情報提供でき、有効であることを確認した。今後も本ツールの活用を含め、迅速な情報提供の改善を図っていく。
発電所の現場評価者は複数の現場評価を行う計画としていた。しかし、現場実動訓練中、一時的に評価者が不在となり、適切な評価ができないおそれがあった。訓練内容に応じた評価者の人数や配置などを検討する。	現場実動訓練専属の評価者の配置や計画段階での訓練実施時間の調整により評価者が不在とならない計画とした。 この結果、現場実動訓練中に評価者が不在となることはなく、有効であることを確認した。今後も、上記活動を実施していく。

10. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

今回の訓練において抽出された主な改善点は以下のとおり。

- ①増設緊急時対策所において、班長等が活動する本部卓が班員と離れているため、班長からの指示・連絡等が迅速に行えない場合があった。また、マイクによる発話に関して、音声反響が易く、発話内容が聞き取りづらい状況であった。より迅速かつ的確な指示・連絡や情報共有が実施できる運用について、配置や音響設備の見直しも含めて検討する。
- ②事象進展が早い状況において、原子力施設事態即応センターからのE R Cへの情報提供が遅れる場合や説明が十分でない場合があった。E R Cへの情報提供をより迅速かつ効果的に行うため、体制面、資料面の充実について検討する。
- ③E R Cへの技術的な情報提供は、全て原子力施設事態即応センターから行っていた。E R Cへの情報提供がより効果的に行えるよう、E R Cリエゾンを含めた情報提供方法について検討する。
- ④社内説明や記者会見において、プラント状況を分かりやすく説明できる図表等のツールが不足していた。分かりやすい情報共有ツールの充実について検討する。

11. 今後の取り組み

原子力部門で作成している中期計画に基づき訓練を実施し、訓練の成果・改善点を含めP D C Aを回すことで、防災体制の継続的な改善を図っていく。

以 上

防災訓練結果報告の概要 [要素訓練]

〔 原子力事業所災害対策支援拠点訓練
原子力緊急事態支援組織訓練 〕

1. 防災訓練の目的

本訓練は、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」第2章 第7節に基づき実施した要素訓練であり、原子力事業所災害対策支援拠点（以下「支援拠点」という。）及び原子力緊急事態支援組織（以下「支援組織」という。）に係る対応の習熟を目的として、以下の項目について実施した。

<支援拠点訓練>

- ・支援拠点の設営
- ・物資輸送管理
- ・物資輸送に付随する放射線管理

<支援組織訓練>

- ・支援組織への支援要請及び物資輸送

2. 防災訓練実施年月日及び場所

（1）実施年月日

<支援拠点訓練>

[支援拠点の設営]

平成 28 年 11 月 14 日（月） 9:00 ～ 17:00（資機材設営）

平成 28 年 11 月 15 日（火） 9:00 ～ 17:00（同 上）

平成 28 年 11 月 16 日（水） 9:00 ～ 17:00（同 上）

平成 28 年 11 月 17 日（木） 10:00 ～ 17:00（通信機器設置）

平成 28 年 11 月 20 日（日） 11:08 ～ 13:31（発電所の状況把握・本部との連携）

[物資輸送管理]

平成 28 年 11 月 20 日（日） 11:00 ～ 14:20

[物資輸送に付随する放射線管理]

平成 28 年 11 月 17 日（木） 8:10 ～ 15:15（車両の汚染検査・除染作業）

平成 28 年 11 月 18 日（金） 10:00 ～ 15:30（同 上）

平成 28 年 11 月 20 日（日） 13:30 ～ 15:20（警戒区域への入退域管理）

<支援組織訓練>

[支援組織への支援要請及び物資輸送]

平成 28 年 11 月 20 日（日） 8:47（支援要請）

平成 28 年 11 月 20 日（日） 9:00 ～ 13:08（物資輸送）

（2）場所

七尾大田火力発電所運動公園

3. 実施体制，評価体制及び参加人数

（1）実施体制

支援拠点運営に係る協定締結会社作業員，支援組織要員及び当社要員が連携して活動する体制とした。

(2) 評価体制

訓練参加者以外から評価者を選任して評価を実施するとともに、訓練終了後の反省会より改善点を抽出した。

(3) 参加人数

＜プレーヤ＞

32名 〈内訳〉 協定締結会社作業員：22名，支援組織要員：2名，当社要員：8名

＜コントローラ・評価者＞

1名

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

原子力災害対策特別措置法第15条事象に至る原子力災害を想定した。

5. 防災訓練の項目

要素訓練

6. 防災訓練の内容

- ・原子力事業所災害対策支援拠点訓練
- ・原子力緊急事態支援組織訓練

7. 防災訓練の結果の概要

＜支援拠点訓練＞

[支援拠点の設営]

- ・七尾大田火力発電所運動公園に資機材（コンテナハウス，テント等）を設営し，所定の位置に配置できることを確認した。
- ・七尾大田火力発電所運動公園に通信機器を設置し，発電所の状況把握，原子力本部との連携が実施できることを確認した。

[物資輸送管理]

- ・支援拠点に輸送された遠隔操作資機材（空箱）を協定締結会社の車両に積み替え，原子力技術研修センター（発電所を模擬）までの輸送を実施し，これに関する輸送状況の確認及び支援拠点での在庫管理ができることを確認した。

[物資輸送に付随する放射線管理]

- ・物資輸送に付随する車両の汚染検査・除染作業及び警戒区域への入退域管理が手順に従い実施できることを確認した。

＜支援組織訓練＞

[支援組織への支援要請及び物資輸送]

- ・支援組織への支援要請を実施し，原子力緊急事態支援センターから支援拠点までの遠隔操作資機材（空箱）輸送が実施できることを確認した。

8. 防災訓練の評価

「1. 防災訓練の目的」について，訓練評価者による評価結果，訓練終了後の反省会より，計画した各訓練に大きな支障がなく，支援拠点及び支援組織に係る対応の習熟を図ることができたが，物資輸送に付随する放射線管理の手順に関して改善点が確認された。

9. 前回訓練時の改善点への取組み

前回の支援拠点訓練（要素訓練：平成27年8月19, 21日）において抽出された改善点への取組み状況は以下のとおり。

前回の要素訓練において抽出された改善点	取組み状況
通信機器をコンテナハウス内に設営する際、窓を開放し、そこからケーブル類を通す必要があり、悪天候の場合、コンテナハウス内に雨水が入り濡れてしまうため、悪天候の場合の設営方法について検討する必要がある。	ケーブル類をコンテナハウスの窓から通す際、雨水が窓から入り込まないように窓の隙間をビニールシートで養生する手順とするとともに必要な資機材を配備した。 また、実際に養生を行い、雨水が入らないことを確認した。

10. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

今回の訓練において抽出された主な改善点は以下のとおり。

- ・車両の汚染検査・除染作業で使用した資機材の汚染検査など、附帯作業について手順上明確にしていなかった。附帯作業の具体的内容を検討し手順として定める。

11. 今後の取組み

原子力部門で作成している中期計画に基づき訓練を実施し、訓練の成果・改善点を含めPDCAを回すことで、防災体制の継続的な改善を図っていく。

以 上

防災訓練結果報告の概要〔要素訓練〕

1. 防災訓練の目的

本訓練は、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」第2章 第7節に基づき実施した要素訓練であり、当社要員及び他事業者要員が避難退域時検査を行い、他事業者との連携確認を目的とし実施した。

2. 防災訓練実施年月日及び場所

(1) 实施年月日

平成28年11月20日（日） 9:00～12:30

(2) 場所

- ・のと里山海道高松サービスエリア
- ・氷見市立十三中学校

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 实施体制

自治体責任者の指示に基づき、当社検査会場責任者の指揮のもと、当社要員及び他事業者派遣要員が連携して活動する体制とした。

(2) 評価体制

訓練参加者以外から評価者を選任して評価を実施するとともに、訓練終了後の反省会より改善点を抽出した。

(3) 参加人数

＜プレーヤ＞

34名 〈内訳〉 [石川県会場] のと里山海道 高松サービスエリア
 当社要員 ： 17名
 他事業者要員： 2 名
 [富山県会場] 氷見市立十三中学校
 当社要員 ： 13名
 他事業者要員： 2 名

＜コントローラ・評価者＞

2 名

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

原子力災害対策特別措置法第15条事象に至る原子力災害を想定した。

5. 防災訓練の項目

要素訓練

6. 防災訓練の内容

原子力事業者支援連携訓練

7. 防災訓練の結果の概要

- ・自治体責任者からの指示に基づき、車両検査、住民検査等の活動が実施できることを確認した。
- ・当社現地責任者の指揮のもと、当社要員及び他事業者要員が連携して活動できることを確認した。

8. 防災訓練の評価

「1. 防災訓練の目的」について、訓練評価者による訓練評価、訓練終了後の反省会より、計画した訓練に大きな支障がなく、他事業者と連携できることを確認した。

9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

他事業者との連携に支障となるような課題はなく、改善点は抽出されなかった。

10. 今後の取り組み

原子力部門で作成している中期計画に基づき訓練を実施し、訓練の成果・改善点を含めPDCAを回すことで、防災体制の継続的な改善を図っていく。

以 上

電源機能等喪失時対応訓練の実績

項 目	概 要	実施体制 (①実施責任者、②実施担当者)
緊急時の電源確保に係る訓練	電源確保に係る対応について、以下の訓練を実施 ・電源車による給電訓練 ・全交流電源喪失時運転操作訓練	①電気保修課長、発電課長 ②電気保修課員、発電課員
緊急時の最終的な除熱機能の確保に係る訓練	最終的な除熱機能の確保に係る対応について、以下の訓練を実施 ・大坪川ダムからの送水訓練 ・原水受入タンクから過水タンクへの移送訓練 ・原水受入タンクから屋外消火系への送水訓練 ・原子炉建屋代替注水口へのホース布設・繋ぎ込み訓練 ・使用済燃料貯蔵プールへのホース布設訓練 ・使用済燃料貯蔵プールへの非常送水訓練	①施設防護課長、土木建築課長 ②施設防護課員、土木建築課員、協力会社作業員
緊急時の運転操作に係る訓練	運転操作に係る対応について、以下の訓練を実施 ・シミュレータを用いた全交流電源喪失時の対応確認訓練 ・全交流電源喪失時の対応に必要な運転マニュアルの確認訓練	①発電課長 ②発電課員
水素爆発の防止に係る訓練	水素爆発の防止に係る対応について、以下の訓練を実施 ・原子炉建屋ブローアウトパネル開放作業訓練	①土木建築課長 ②土木建築課員
その他の訓練	その他、緊急時に必要な対応について、以下の訓練を実施 ・補機冷却系ポンプモータ復旧訓練 ・代替海水ポンプ設置・送水訓練 ・タンクローリによる給油訓練 ・がれき撤去訓練 ・現場へのアクセスルート確保訓練 ・現場操作訓練	①施設防護課長、発電課長、電気保修課長、機械保修課長 ②施設防護課員、発電課員、電気保修課員、機械保修課員、協力会社作業員

(備考) 平成 27 年 8 月 21 日～平成 28 年 10 月 17 日の期間内で計 4 5 5 回実施